

Kumārila の推理論

—Dignāga との対比—

桂 紹 隆

本稿の目的は、Ślokavārttika (略号 ŚV) Anumāna 章に見られる限りの Kumārila の推理論の概要を Dignāga との対比の上で紹介することにある。ŚV Anumāna 章は、周知のとおり Śabarabhāṣya (略号 ŚBh) の次の一節に対する注解の形をとっている。

anumānaṁ jñātasambandhasya ekadeśadarśanād ekadeśāntare 'sannikṛṣṭe 'rthe bud-dhiḥ. tat tu dvividhaṁ pratyakṣatodṛṣṭasaṁbandhaṁ sāmānyatodṛṣṭasaṁbandhaṁ ca. (ed. Frauwallner, *Materialien zur ältesten Erkenntnislehre der Karma-Mīmāṃsā*, Wien 1968, p. 30)

推理とは、[二者の間の] 関係を知る人が¹⁾、一方の認識にもとづき、他方の直接経験されぬ対象に対してもつ知識である。ところで、それには二種あり、①関係が知覚によって知られている場合と、②関係が共通性にもとづいて知られている場合とである。

.....

1. vyāpti (ŚV kk. 4~23ab)

Dignāga は推理の根拠として、liṅga の liṅgin に対する〈不可離の関係〉(avinābhāva / avyabhicāra) を想定し (Pramāṇsamuccaya—略号 PS—II. 11 & Vṛtti), それは liṅga=vyāpya liṅgin=vyāpaka という〈遍充関係〉(vyāpti) であるとする (PS II. 21)。彼は、さらに、liṅga と liṅgin との関係が常に liṅga=gamaka⇒liṅgin=gamyā という一定方向性を持つことを指摘し (PS II. 20), 「所作性」と「非恒常性」のように互いに遍充し合う同延の二項間においても、前者を vyāpya 後者を vyāpaka とみなして始めて正しい推理は可能であるという (PS II. 22~25)。

Kumārila は ŚBh 中の 'sambandha' を〈遍充関係〉と解釈し、上述の Dignāga 説に極似する〈遍充関係〉にもとづく推理論を展開する (kk. 4~11)²⁾。もっとも、Apoha 論により「liṅga の如何なる dharma が liṅgin の如何なる dharma を推理させるか」を説明する Dignāga の議論 (PS II. 13~15, 17~19) は、勿論 ŚV にそのパラレルを見出すことはできない。他方、Kumārila が〈遍充関係〉を確

立する根拠として「観察の繰り返し」(bhūyodarśana) をあげること (k. 12) と、〈遍充関係〉において他の要素に依存する upayojaka と、そうではない prayojaka とを区別すること (kk. 13cd~23ab) とは、彼独自の創見であろう。

Kumārila は、特例として 2 viśeṣa 間の〈遍充関係〉を認めるものの、原則として Dignāga 同様 2 sāmānya 間の〈遍充関係〉を考慮している (kk. 12~13ab, 133)。sāmānya を実在し、知覚しうるものとする (e.g. kk. 146~148) Kumārila にとって、〈遍充関係〉とは特定の時空において経験しうる具体的なものである (kk. 10~11) が、sāmānya の実在性を否定し (PS II. 16)、それを「他者の否定」(anyāpoha) という概念的構成と理解する (e.g. PS V. 33 Vṛtti) Dignāga にとって、〈遍充関係〉とは実在の世界と何らかの係わりを持つものの、二概念間のある約束事という性格を強く持つことは十分注意されねばならない。

2. anumeya (kk. 23cd~51ab)

Dignāga は〈推理の対象〉(anumeya) を「(認識されるべき) dharma によって限定された dharmin」(dharmaviśiṣṭo dharmi) と定義し (PS II. 5cd Vṛtti)、単なる dharma や sambandha を〈推理の対象〉と認めない (PS II. 8~10)。

Kumārila は ŚBh の 'ekadeśa.....' の注解にあたって、Dignāga 同様に、〈推理の対象〉を定義して「(未知の) ekadeśa (=gamya) に限定された dharmin」と言い (k. 27, cf. kk. 34, 47cd~48a)、単なる dharma, dharmin, その両者、あるいは sambandha を〈推理の対象〉から除外している (kk. 28~33)。彼は、さらに、この場合の〈限定者と被限定者の関係〉(viśeṣaṇaviśeṣyatva) は任意でなく、必ず dharmin が dharma に限定されると論じ (kk. 34c₂~38)、dharma (火) が dharmin (場所) に限定されると仮定した 8 つの場合——理論的には 9 つの場合が可能だが——を——論駁している (kk. 39~47ab)。

ここで注目されるのは、一見 Uddyotakara の説とも考えられる「火に限定された煙が〈推理の対象〉である」という見解を Kumārila が擁護することである (cf. Nyāyavārttika, ed. Chowkamba Skt. S., pp. 49~51)。彼によると、viśeṣya が既知であっても、viśeṣaṇa である火による限定性 (viśiṣṭatva) が未知である限り〈推理の対象〉とみなされる。この場合、煙一般 (dhūmasāmānya) により特定の煙 (dhūmaviśeṣa) が推理されるのである。 (kk. 48b-51ab)

なお、同一の ekadeśin (=dharmin e.g. 山) が未知の ekadeśa (e.g. 火) の点では gamya であるが、既知の ekadeśa (e.g. 煙) の点では gamaka であるという Kumārila 独自の考え (kk. 24cd~25ab) は、Mīmāṃsaka の bhedābheda 論を想

起させるものである。

3. pramāṇa と phala (kk. 51cd~53ab)

Dignāga は〈認識手段〉(pramāṇa) とその〈結果〉(phala) を同一の知のもつ二面性と理解し、同一視する (PS I. 8cd, II. 1c)。Kumārila は既に ŚV Pratyakṣa 章 (kk. 74~75) で、この Dignāga の見解を否定している。ここで彼は、「煙」「煙の知」「関係」「関係の想起」がいずれも〈認識手段〉(= anumāna) とみなされ、その場合〈結果〉(である「火の知」) と異なるものの、同一の対象を共有することを指摘する (kk. 51cd~52ab)。さらに、ŚBh の ‘anumānam.....buddhiḥ’ という一見 Dignāga の〈手段〉=〈結果〉説に類似する定義を会通して、pratyakṣa の場合 (cf. ŚBh p. 22.16) と同様、何が〈手段〉とみなされるかは任意であるという (kk. 52cd~53ab)。もし「火の知」が〈手段〉とみなされるなら、〈結果〉は「避けるなどの判断」である。(cf. Nyāyaratnākara ad kk. 51cd~52ab)。

以上で推理に関する一般的議論が終るが、Dignāga と対比する時、Kumārila に〈自己の為の推理〉(suārthānumāna) という術語の使用と、当然予想される「因の三相説」の提示が見られぬことが注意されよう。

4. pratijñā (kk. 53cd~75ab)

Kumārila は〈他者の為の推理〉(parārthānumāna) という術語も使用しないが、心理過程としての推理と言語による論証 (sādhana) を区別していたと推測しうる (kk. 53cd~54ab)。論証における〈主張〉を上述の〈推理の対象〉と等置するのは、Dignāga にも見出されるところである³⁾。

Kumārila は、ŚBh の ‘asannikṛṣṭe’ を解釈して、論証の内容が、そのまま、もしくは、その否定形で未だ確認されていない (aparicchinnā) という条件付けと理解する (kk. 55cd~58ab)。ここに前提されている〈認識手段〉である以上常に未知のものを対象としなければならない (apūrvagocara) という考えは、Dignāga には見られず、Dharmakīrti を待たねばならない。

Dignāga と異なり Kumārila は〈主張〉の一般的定義を与えず、ただ〈間違った主張〉(pratijñābhāsa) を列挙するだけである (kk. 58cd~75ab)。以下の術語名は原則として Pārthasārathi-Miśra による。

- | | | |
|-----------------------|-------------------------|-----------------------------|
| (1) pratyakṣa-virodha | (2) anumāna-vi° | (3) śabda-vi° |
| (3a) pratijñā-vi° | (3b) pūrvasañjalpa-vi° | (3c) sarvalokaprasiddhi-vi° |
| (4) upamāna-vi° | (5a) dṛṣṭārthāpatti-vi° | (5b) śrutārthāpatti-vi° |
| (6) abhāva-vi° | (kk. 59cd~69cd) | |

以上 Kumārila の承認する六種の〈認識手段〉のいずれかと矛盾するのが〈間違った主張〉である。このうち、(1)～(3c)は提示される例文を含め Dignāga にはば対応が見出される⁴⁾。但し、「音声は聞えない」という主張を Dignāga と異なり(1)ではなく(2)に分類することが注意されよう (kk. 60～61ab)。(4)以下の分類が Dignāga に見出されないのは、彼の「二量説」からして当然であろう。

Kumārila は、以上の〈間違った主張〉が (I) 論証の対象である〈属性〉自体が否定される (dharma-svarūpa-bādha) 場合と考え、さらに (II) dharma-viśeṣa-bādha, (III) dharmi-svarūpa-tadviśeṣa-bādha, (IV) ubhaya-svarūpa-tadviśeṣa-bādha という場合を、上述の六種のそれぞれに想定している (kk. 70～75ab)。同様の分類は、再び Dignāga に見出されるのである (PS III. 2 Vṛtti)。

5. hetu (kk. 75cd～107ab)

〈証因〉(hetu) に関しても、Kumārila は〈間違った証因〉(hetvābhāsa) の分類を述べるだけで、Dignāga のように「九句因」にもとづく分析 (PS III. 9, 21～22) もなく、sapakṣa, vipakṣa などの基本術語の定義を下すこと (PS III. 18～20) もない。

彼は、Dignāga のように、(1) 〈不確立〉(asiddha), (2) 〈疑惑〉(saṁśaya), (3) 〈矛盾〉(viruddha / viparīta) の三種の〈間違った証因〉を考慮している。従って、「因の三相説」は暗黙の前提となっているのであろう。Kumārila によると、ŚBh の 'ekadeśadarśana' と 'jñātasambandha' の二句は、それぞれ(1)及び、(2), (3)を排除する為であるという (kk. 75cd～76ab, 83cd～85ab)。これら三種は以下のように細分される。術語名は再び Pārthasārathi による。

(1a) dvayor viparyayāsiddhiḥ (1b) anyatarasya viparyayāsi° (1c) sandigdihāsi° (1d) ajñānāsi° (1e) āśrayāsi° (kk. 76cd～81ab)

(2a) sādharmaṇa (2b) asādharmāṇa (2c) viruddhāvyaabhicārin (kk. 84b～96ab)

(3a) dharma-svarūpa-bādha (3b) dharma-viśeṣa-bā° (3c) dharmi-svarūpa-bā° (3d) dharmi-viśeṣa-bā° (3e) ubhaya-svarūpa-bā° (3f) ubhaya-viśeṣa-bā° (kk. 97cd～107ab)

〈不確立〉の分類は、(1d)を除き Dignāga と一致する (PS III. 11)。〈疑惑〉の分類も同じである (PS III. 25)。後者の例から推して、Kumārila も「九句因」を前提していたと想像される。〈論証の対象〉(sādhya) の設定の仕方次第により、〈疑惑〉の証因が決知 (nirṇaya) の原因となるという Kumārila の考え (kk. 89cd～91ab) は、一部について Dignāga にも承認されている⁵⁾。(2c) viruddhāvyaabhi-

cārin は、相容れぬ対象と結びつく二個の証因が同一の dharmin に適用され、疑惑の原因となる場合 (k. 85ab) であるが、後続する論理学者達には拒否されることになるこの特異なケースを、二個の疑惑の原因が同一の dharmin に適用されて決知を生じる場合——例えば、「直立性」と「カラスのとまっていること」とが「杭であること」を立証——によって正当化する (kk. 94cd~95ab) のは、Dignāga においても全く同じである (PS III. 23cd~Vṛtti)⁶⁾。〈矛盾〉の分類に関して、(3e), (3f) を省略する 4 種、あるいは、すべての細分を無視する 1 種も認められる (kk. 96cd~97ab) が、前者は Dignāga 説に等しい (PS III. 27)。

6. dṛṣṭānta (kk. 107cd~137)

Kumārila は〈類似〉(sādharmya) もしくは〈非類似〉(vaidharmya) の喩例 (dṛṣṭānta) が〈遍充関係〉を示す為に述べられるとする (kk. 107cd~108ab)。又、彼は Dignāga 同様 (PS IV. 2~3)、両喩例は換質换位の関係にあると考える (kk. 121cd~126ab)。そして、両喩例が必要だという、論理的には疑問のある Dignāga の立場 (PS IV. 5 Vṛtti) を捨てて、〈遍充関係〉が含まれていれば〈類似〉の喩例のみで十分であると明言する (k. 118ab, cf. kk. 134~137)。但し、それだけでは〈遍充関係〉が十分意識されぬ場合などに、〈非類似〉の喩例が要請される訳である (kk. 118cd~121ab)。

Apoha 論に立つ Dignāga にとって、〈肯定的随伴〉(anvaya) より〈否定的随伴〉(vyatireka) がより重要であった (e.g. PS V. 34) が、この考えが ŚV Apoha 章 (k. 75) に批判されること⁷⁾、従って、〈肯定的随伴〉を含む〈類似〉の喩例が重要な論証根拠であることを Kumārila は断言している (kk. 131cd~132)。

〈間違った喩例〉(dṛṣṭāntābhāsa) は、彼によって次のように分類される。
〈類似〉の喩例

(I) 形式的誤謬 (racanā-doṣa)

(1) sāhitya-mātra (2) vyāpti-viparyaya (3) śabdāyogya

(II) 内容的誤謬 (arthānyathātva-doṣa)

(1) sādhyā-śūnya (2) hetu-śū° (3) ubhaya-śū° (4) vyāpti-śū°

(5) dharmy-asiddhi (kk. 111cd~117)

〈非類似〉の喩例

(I)(1) sāhitya-mātra (2) vyāpti-viparyaya

(II)(1) sādhyābhāva-śūnya (2) hetvabhāva-śū° (3) ubhaya-śū°

(kk. 126cd~128ab)

Digāṅga も両喩例に関して、(I)の(1)(2)、(II)の(1)～(3)の5種をそれぞれ承認し、恐らく(II)の(5)も認めていたと考えられる(PS IV. 13～14)⁸⁾。両者のあげる例文までもほぼ一致することは、強い親近性を示唆するものであろう。

7. 二種の推理 (kk. 138～145)

Kumārila は ŚBh の ‘tat tu dvividhaṃ……’ 以下に言及される ①煙⇒火、②移行⇒運動という二種の推理に本質的区別のないことを指摘し (kk. 138～140c)、①を Sāṃkhya の Vindhyavāsin に由来する「個別見」(特定の煙⇒特定の火)に等置し (kk. 140d～143)、②を通常の推理(煙一般⇒火一般)の完璧な例とみなしている (kk. 144～145)。

Dignāga は PS 第二章の Mīmāṃsaka 批判の項 (ed. & tr. Frauwallner, *op. cit.*, p. 66ff.) で、彼らが一般的に Vaiśeṣika の推理論を支持すると考え、詳細な批判は展開しない。上述の二種の推理の構想も Vaiśeṣika に帰せられている。なお、Kumārila を最大の論敵とみなし、ŚV を詳細に引用批判する Śāntarakṣita が、推理に関する限り、当該部分 (kk. 141～143, 145) に言及するのみであるのは注目に値しよう (Tattvasaṃgraha, kk. 1442～1445)。

8. sāmānya 論 (kk. 146～188)

Kumārila は ŚV Anumāna 章末尾に「sāmānya は実在であり、知覚の対象である」という論証を付加している。これは、sāmānya=apoha=anumeya と考える Dignāga の立場では推理が成立しないことを述べて、逆に Mīmāṃsaka の普遍実在論を正当化しようとするものである。紙数の都合で詳細は省略するが、Mīmāṃsaka が「原子」を理論的要請とみなすこと (k. 183)、実在は sāmānya / viśeṣa 両様に表現されるという再び bhedābheda 論を思わす結論 (k. 188) 等が注目されよう。

9. 論証形式

Dignāga も論証形式の画一化に努力したと考えられるが⁹⁾、Kumārila はより組織的に論証式を記述しているのが注意される。例えば、論証式の文法形式として、‘Nom.+Nom.+yasmāt+Nom.’ (e. g. ayaṃ parvato ’gnimān yasmād dhūmavān), ‘Loc.+Nom.+Abl.’ (e. g. atrāgnir dhūmāt) (kk. 25cd～26)、及び ‘Gen.+Nom.+Abl.’ (e. g. asyāgnimattvaṃ dhūmavattvāt) (cf. e. g. k. 147) を明確に認めている。又、〈主張〉の形式としては「dharmin に関して (uddiśya) sādhya-dharma が言及される (vidhiyate)」と規定し (k. 54cd)、〈類似の喩例〉についても「sādhyadharma=vyāpya に関して sādhana-dharma=vyāpaka が言及され、前者は ‘yad’

などを伴なって先行し、後者は ‘tad’ などと ‘eva’ を伴なう」と規定する (kk. 108cd~110ab)。〈非類似の喩例〉がこれと換質换位の関係にあることは既述のとおりである。なお、〈喩例〉中の sādhyā-dharma が ‘eva’ を伴なうべきことは既に Dignāga の指摘するところである (PS IV. 4 Vṛtti)。

10. 結語

以上のようにみるとき Kumārila が Dignāga の影響下に彼の推理論を組織し発展させたことは明らかである。両者の相違は本質的に Kumārila の普遍論と Dignāga の Apoha 論の対立に還元されるであろう。 (1982. 8. 31)

- 1) ‘jñātasambandha’ には 4 種の cpd. 解釈が与えられる (kk. 2~3)。
- 2) 赤松明彦「Dharmakīrti の推理論」印仏研 XXXIX-2 参照。
- 3) 拙稿「因明正理門論研究〔一〕」広大文学部紀要 37, pp. 121~122 参照。
- 4) 同 pp.113~115 参照。
- 5) 拙稿「正理門論研究〔三〕」広大紀要 39, pp. 74~77 参照。
- 6) この喩例については、北川秀則『インド古典論理学の研究』pp. 226, 234 参照。
- 7) 服部正明「Mīmāṃsāsālokaṣṭkā, Apohavāda 章の研究 (下)」京大文学部紀要 15, p. 12 参照。Kumārila に対する Dharmakīrti の答は、PVSV pp. 9~10 参照。
- 8) 拙稿「正理門論研究〔四〕」広大紀要 41, pp. 69~71 参照。
- 9) 前出拙稿〔一〕p. 118 参照。

(文部省科学研究費一般研究Cによる研究成果の一部である)

(補) 学術大会発表後、山上証道氏より貴重な御指摘を受け本稿を修正し得たことを記して、感謝の意を表したい。

(広島大学助教授 Ph. D.)

NEW PUBLICATION

HINDU-BUDDHIST THOUGHT IN INDIA

YENSHO KANAKURA

Translated by

SHOTARO IIDA and NEAL DONNER

Edited by

TAKAO MARUYAMA and THOMAS QUINN

HOKKE JOURNAL, INC., YOKOHAMA 1980

*

金倉圓照著「インド哲学史」

英訳者 飯田昭太郎 NEAL DONNER

編集者 丸山孝雄 THOMAS QUINN

横浜 法華ジャーナル・1980年刊・定価980円 (xix + 286頁)